

地域商社に関する支援メニュー

平成30年5月

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部
農林水産省
経済産業省

目次

I. 組織・事業立ち上げ

- (1) 地方創生推進交付金 2
- (2) 地方創生拠点整備交付金 3
- (3) 地域創造的起業補助金 4
(地域創造活性化支援事業)
- (4) 地域商社協議会 5

II. 開発・ブランディング

- (1) ふるさと名物支援事業 7
(ふるさと名物応援事業)
- (2) J A P A Nブランド育成支援事業 8
(ふるさと名物応援事業)
- (3) 地域未来投資促進法関連施策 9
- (4) 中小企業経営強化税制 13
- (5) 中小企業投資促進税制
商業・サービス業・農林水産業活性化税制 14
- (6) 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)支援事業 15
- (7) プロフェッショナル人材戦略拠点事業 16

III. 市場展開

- (1) ふるさと名物応援事業【再掲】
- (2) J A P A Nブランド育成支援事業【再掲】
- (3) 海外展開戦略策定支援 18
(中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業)
- (4) 食品流通合理化・新流通確立事業 19
- (5) 輸出促進に関する農林水産省の取り組み 20
- (6) 日本貿易振興機構(J E T R O)支援事業 21
- (7) 海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)支援事業 .. 22

I. 組織・事業立ち上げ

(1) 地方創生推進交付金

担当省庁：内閣府地方創生推進事務局 TEL:03-3581-4215

地域商社事業の設立・拡大に取り組む自治体を支援します

概要

- 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

交付対象者

- 都道府県
 - 市区町村
- <条件> 対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けていること

補助率・上限

- 全体の事業費の1/2
 - 都道府県：最大3億円
 - 市区町村：最大2億円
- 上限額は、実施する事業の種別によって異なる

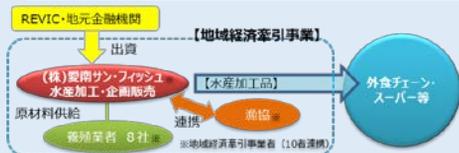
対象事業

- 先駆性のある取組
 - 先駆的・優良事例の横展開
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング(日本版DMO、地域商社)、小さな拠点、空き店舗 等々

地域商社設立・運営に係る初期経費や、戦略策定事業等も対象

事例：愛南農水産物最高を目指す地域商社づくり（愛媛県愛南町）

(株)愛南サン・フィッシュ概要



交付金事業計画内容

H29 水産加工・企画販売を行う地域商社(愛南サン・フィッシュ)設立



- H30年度に(株)愛南サン・フィッシュにより水産加工施設が整備されることを踏まえ、町内養殖魚の付加価値向上のための加工機器設備導入を支援
- 農水産物のマーケティング事業等各種販売促進事業の強化
- 地域の強みを活かす新商品・サービスの開発強化

(株)愛南サン・フィッシュ(水産加工・企画販売)他

- ✓ 愛南町は水産業が盛ん(生産額は年間約190億円)な一方、加工業者が少なく域内で付加価値の高い商品化が困難な状況。
 - ✓ REVIC及び地元金融機関が水産業創成ファンドを設立し(昨年8月)、水産加工・企画販売会社を立ち上げ、水産加工工場を新設予定。
 - ✓ 愛南町が地方創生推進交付金を活用し設備投資の補助等で支援を行う計画で、同社、養殖業者、漁協、行政、金融機関等の幅広い関係者が連携し、加工魚の需要先開拓を目指す。
- 愛南町が生産量全国シェア約20%を占める養殖真鯛



公募期間(平成30年度)

- 第1回：平成30年1月22日 ～ 平成30年1月25日(終了)
- 第2回：平成30年6月18日 ～ 平成30年6月21日 15時

参考URL：まち・ひと・しごと創生本部 地方創生関連交付金HP

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html>

(2) 地方創生拠点整備交付金

担当省庁：内閣府地方創生推進事務局 TEL:03-3581-4215

地域商社の先導的な施設整備に取り組む自治体を支援します

概要

- 「生産性革命」等に向けて、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業で、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備を支援

交付対象者

- 都道府県
 - 市区町村
- <条件> 対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けていること

補助率・上限

- 全体の事業費の1/2
- 都道府県：最大15億円程度
- 市区町村：最大5億円程度

対象事業（例）

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点整備
- 地域の中堅・中小・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設整備

地域商社機能の強化につながる施設整備も対象

事例：水上村農産物加工所整備計画（熊本県水上村）

地域商社「(株)みずかみ」は、主力商品の苺・生しいたけ等が長期保存に向かないこと、加工設備不足や加工後の販路先がないこと等の問題を抱えている。



交付金の活用

新たな加工施設を増設して少ない製造単位で農産加工品の施策・開発を可能とし、村と(株)みずかみが加工品のPRやブランディングによって高付加価値化を図るとともに、カフェスペースを設けることで、域外からの観光客への加工品等を提供し販促することで、農業従事者の生産性革命を実現する。

公募期間(平成30年度)

- 第1回：平成30年1月22日 ～ 平成30年1月25日（終了）（H29年度補正）
- 第2回：平成30年6月18日 ～ 平成30年6月21日 15時

参考URL：まち・ひと・しごと創生本部 地方創生関連交付金HP

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html>

(3) 地域創造的起業補助金 (地域創造活性化支援事業)

担当省庁：経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課

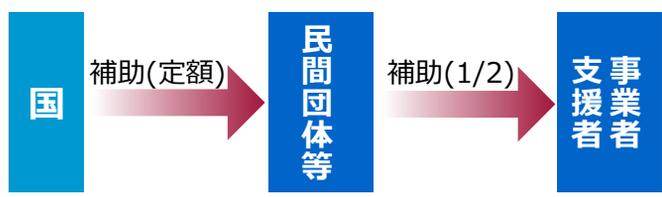
TEL:03-3501-1767

地域の活性化促進のため、創業に要する経費を補助します

概要

- 事業実施期間中に一人以上の雇用を要件とし、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点支援

事業スキーム



補助率・上限

- 補助対象経費の1/2以内・200万円
(外部資金調達の確約がない場合は、100万円)

対象事業

- 創業する個人及び中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件を満たすこと
- ・既存技術の転用、隠れた価値の発掘(新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む)の新たなビジネスモデルにより、需要や雇用を創出する事業
- ・産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創造支援事業を受ける者
- ・事業実施期間中に一人以上の雇用を創出する創業を行う者
- ・地域の需要や雇用を支える事業又は海外市場の獲得を念頭とした事業を興す創業

対象経費

- 人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費

公募期間 (平成30年度)

- 平成30年4月27日 ~ 平成30年5月22日

参考URL：中小企業庁 平成30年度公募開始(事務局)HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2018/180201chikisouzou.htm>

(4) 地域商社協議会

担当省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部、農林水産省、経済産業省

TEL:03-5523-2111 (内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部)

地域商社事業の情報入手・ネットワーク構築ができる機会です

概要

- 地域商社の設立・普及とその効果的な事業展開を目指し実施
- 約3か月に1回「地域商社協議会」を開催し、地域商社の育成・普及に興味のある地方公共団体や地域商社事業の創設を目指す地域の関係者、実践している事業者等を全国から集め、先進的な事例や知見の提供、ネットワークの構築等を図り、地域商社への取組機運の醸成と設立を促進

参加対象者

- 地方公共団体
- 地域商社の創設を目指す関係者・実践している事業者
- 地域商社事業を支援する民間事業者 等

過去の開催概要

- 2016年7月以降、東京で6回、地域(※)で3回実施

(※)香川県三豊市、北海道帯広市、沖縄県那覇市

これまでの協議会プログラム

全国の地域商社の事例紹介

先進的な地域商社・成熟した地域商社・設立直後の地域商社など、様々な地域商社の事例を紹介

基調講演

地域商社の海外展開・地域商社立ち上げの課題やポイント・地域商社のビジネスモデルなど、専門家や支援機関、当事者などが多くの経験から様々な知見を紹介

パネルディスカッション

海外への事業展開や販路開拓・地域商社事業の新展開・地域商社のトップに求められるもの・地域商社の意義など、様々な立場の方々と議論を行なう

- 企業の各種プレゼンテーション
- グループディスカッション
- 政府の関連施策の紹介
- 現地地域商社視察
- 懇親会

参考URL：まち・ひと・しごと創生本部 地域商社事業HP

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiikisyousya/index.html>

Ⅱ. 開発・ブランディング

(1) ふるさと名物支援事業 (ふるさと名物応援事業)

担当省庁：経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課

TEL:03-3501-1767

地域資源を活用した新商品・新サービス開発・販路開拓を支援します

概要

- 中小企業地域産業資源活用促進法及び農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業者・小規模事業者が行う市場調査、新商品・新サービスの開発や販路開拓等に係る費用の一部を支援

対象者

- 中小企業・小規模事業者等

補助率・上限

- 原則、1/2・500万円
※支援事業者の場合、補助上限1000万円
4者連携の場合、1回目2/3・2000万円
機械化・IT化の場合、1回目2/3・1000万円

対象事業

- 中小企業地域産業資源活用促進法及び農商工等連携促進法に基づき、認定された事業計画に従って行われる事業

対象経費

- 事業費(謝金、旅費等)、販路開拓費(展示会等出展費、マーケティング調査費等)、試作・開発費(原材料費、機械装置等費等)

公募期間 (平成30年度)

- 平成30年2月7日 ~ 平成30年3月7日 (終了)

参考URL：中小企業庁 平成30年度公募開始(地域産業資源活用事業、小売業者等連携支援事業)HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2018/180207ChiikiShigenKoubo.htm>

中小企業庁 平成30年度公募開始(農商工等連携事業)HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/2018/180207NoushokouKoubo.htm>

(2) JAPANブランド育成支援事業 (ふるさと名物応援事業)

担当省庁：経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課

TEL:03-3501-1767

地域製品の強みを活かした新商品開発等の取組を支援します

概要

- 「ふるさと名物」などの地域製品が持つ素材や技術等の強みを活かした海外展開戦略の策定に係る費用を支援(戦略策定支援事業：①)
- 海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等に係る費用の一部を支援(ブランド確立支援事業：②)

対象者

- 中小企業(4社以上)
- 商工会
- 商工会議所
- 組合
- NPO法人 等

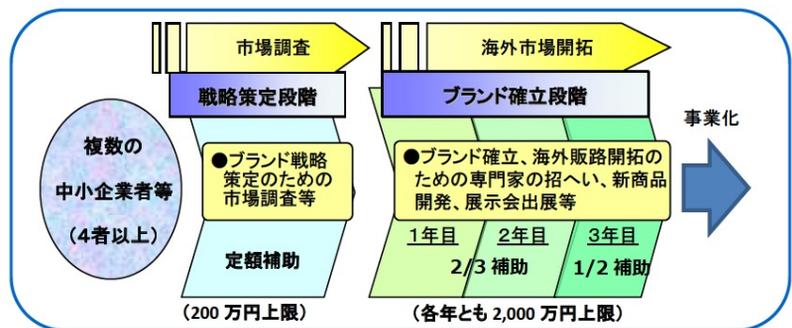
補助率・上限

- ①：定額・200万円
- ②：補助対象経費の2/3(2年目まで)
補助対象経費の1/2(3年目)・2000万円

対象事業

①：地域中核企業が海外販路の拡大を図るため、海外のマーケットで通用するブランド力を確立する目的で、参画する中小企業等の共通認識を醸成し、自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するものであること。

②：地域中小企業が海外販路の拡大を図るため、海外のマーケットで通用するブランド力を確立するために必要な試作品開発や展示会出展などを行うものであること。



対象経費

- ①：謝金、旅費、事業費（借損料、通訳・翻訳費等）
- ②：謝金、旅費、事業費（借損料、通訳・翻訳費等）、試作品等開発費（借損料、原材料費、機器・設備等費）

公募期間（平成30年度）

- 平成30年3月27日 ～ 平成30年4月25日（終了）

参考URL：中小企業庁 平成30年度公募開始HP

http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2018/180327Jbrand-koubo.htm

(3) 地域未来投資促進法関連施策

地域未来投資促進法に基づき、基本計画を策定した自治体から、地域経済牽引事業者の承認を得て、地域経済を牽引する事業を行う場合に、人材、設備投資、財政・金融面等の支援を行う。

① 地域中核企業・中小企業等連携支援事業

i) 戦略分野における地域経済牽引事業支援事業

担当省庁：経済産業省 地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム

TEL:03-3501-1587

戦略分野における設備投資に補助がでます

概要

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野(※)における設備投資を支援

(※)戦略分野：今後高い成長が見込まれる以下のような分野

- ①先端ものづくり、②農林水産・地域商社、③第4次産業革命関連、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス

対象者

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者

※地域中核企業創出・支援事業において既に対象となった事業、新たに対象となる事業である必要あり

補助率・上限

- 補助率：中小企業 1 / 3、非中小企業 1 / 4

- 補助上限額

・連携事業者数が2社の場合：5000万円

・連携事業者数が3社の場合：7500万円

・連携事業者数が4社以上の場合：1億円

※補助対象事業者に非中小企業が含まれる場合、連携事業者数を問わず補助上限額は5000万円。

非中小企業への補助額は補助額全体の1/2未満

公募期間（平成30年度）

- 平成30年5月以降公募予定

参考URL：経済産業省 地域未来投資促進法の各種支援措置HP

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiikimiraitoushi-shiensochi.html

ii) 地域中核企業創出・支援事業

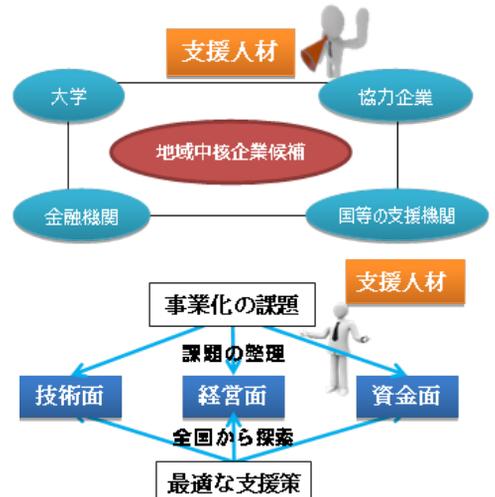
担当省庁：経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

TEL:03-3501-0645

地域を牽引する地域中核企業の創出と成長を事業の段階に応じて支援します

概要

- 支援人材を活用して、地域中核企業候補と全国大の外部リソース(大学、協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援(地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業：①)
- 支援人材を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、事業化戦略の立案・販路開拓をハンズオンで支援(プロジェクトハンズオン支援事業：②)
- 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家(グローバル・コーディネーター)からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案・販路開拓を支援



事業スキーム



委託対象経費

- ①：支援人材の活動費、マッチングに係る会議等の経費 等
- ②：支援人材の活動費、市場調査費、販路開拓のための展示会出展費 等

事業例

- ①：セミナー等の開催により地域の有望企業群の動向を把握し、企業間連携について検討
- ②：国内外の市場分析・調査、海外企業の動向分析等をふまえて、地域中核企業の製品の早期市場投入に向けた事業化戦略を策定

公募期間（平成30年度）

- 1次公募終了（2次公募の有無は未定）

②日本政策金融公庫による長期かつ固定金利での融資

担当省庁：経済産業省 地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム

TEL:03-3501-1587

長期かつ固定金利での融資が受けられます

概要

- 地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫が、中小企業・小規模事業者に対し、長期かつ固定金利で融資

対象事業

- 都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業

※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、都道府県が定めた一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業であること

支援措置

※金利はいずれも平成30年3月9日現在

貸付期間	設備資金		20年以内(うち据置期間2年)
	運転資金		7年以内(うち据置期間2年)
貸付限度	(1)国民生活事業		7200万円(うち運転資金4800万円以内)
	(2)中小企業事業		7.2億円(うち運転資金2.5億円以内)
貸付利率	設備資金	(1)国民生活事業	特別利率C* (担保不要とする融資の場合、0.91%~1.40%)
		(2)中小企業事業	2.7億円まで特別利率③* (貸付期間5年以内の場合、0.30%) 2.7億円を超える部分 基準金利 (貸付期間5年以内の場合、1.16%)
	運転資金	(1)国民生活事業	基準利率 (担保を不要とする融資の場合、1.81%~2.30%)
		(2)中小企業事業	基準利率 (貸付期間5年以内場合、1.16%)

* 以下のいずれかを満たす場合は特別利率③・C。いずれも満たさない場合には特別利率①・A。

- ・新規開業して7年以内又は困難な経営状況にある場合又は公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合
- ・複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者

参考URL：経済産業省 地域未来投資促進法の各種支援措置HP

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiikimiraitoushi-shiensochi.html

③地域未来投資促進税制（適用期限：平成30年度末）

担当省庁：経済産業省 地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム

TEL:03-3501-1587

設備投資に係る減税措置が受けられます

概要

- 承認された地域経済牽引事業のうち、先進性を有することや総投資額が2000万円以上など、一定の要件を満たすことについて国の承認を受けた事業について、その事業で行う設備投資金額の一定割合について特別償却又は税額控除を受けることができる

対象事業

- 都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業

※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、都道府県が定めた一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業であること

支援措置

- 機械・装置、器具・備品 ⇒ 特別償却40% 又は 税額控除 4%
- 建物・建物附属設備・構築物 ⇒ 特別償却20% 又は 税額控除 2%

地域未来投資促進法における支援スキーム

地域経済牽引事業計画

地域経済牽引事業計画の承認のポイント

・都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に定める以下の要件に合致していること

- ①地域の特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する相当の経済的効果

課税の特例措置

【課税の特例の確認の要件】

- ①先進性を有すること（※1）
- ②総投資額が2,000万円以上であること
- ③前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
(地方自治体が事業者として参画する場合を除く。)
- ④対象事業の売上高伸び率(%)
≥ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5% かつ 対象事業の売上高伸び率(%) がゼロを上回ることを満たすことが必要

※1 生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く

課税の特例の対象・内容

承認された事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

参考URL：経済産業省 地域未来投資促進法の各種支援措置

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiikimiraitoushi-shiensochi.html

(4) 中小企業経営強化税制

担当省庁：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL:03-3501-5808

設備投資に係る減税措置が受けられます

概要

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却(※1)又は取得価額の10%の税額控除(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)(※2)が選択適用できるもの

(※1)限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌年度に繰越可

(※2)中小企業投資促進税制、商業・サービス・農林水産業活性化税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰越可

対象者

- 青色申告書を提出する中小企業者等(資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(※)又は常時使用する従業員の数が1000人以下の個人等)で、中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業者

(※)資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができない

- ①大規模法人(資本金等の額が1億円超の法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

支援内容

- 指定業種(※3)の用に供する対象設備取得価格の即時償却または10%の税額控除の選択適用(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)

(※3) 中小企業投資促進税制及び商業・サービス・農林水産業活性化税制の指定業種

対象設備 〔中古資産・貸付資産は 対象外〕	生産性向上設備 〔生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備〕		収益力強化設備 〔ROIが年平均5%以上の投資計画に係る設備〕
	最低価格	販売開始時期	最低価格
機械装置	160万以上	10年以内	160万以上
工具(※4)	30万以上	5年以内	30万以上
器具備品	30万以上	6年以内	30万以上
建物附属設備	60万以上	14年以内	60万以上
一定のソフトウェア	70万以上	5年以内	70万以上

(※4) 工具については、生産性向上設備においては「測定工具及び検査工具」のみが対象

参考URL：中小企業庁 経営サポート「経営強化法による支援」HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(5) 中小企業投資促進税制

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

担当省庁：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL:03-3501-5808

設備投資に係る減税措置が受けられます

概要

- 一定の機械装置や器具備品等を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(※1)又は7%の税額控除(※2)が選択適用(税額控除は資本金3000万円以下の法人、個人事業者のみ)できるもの

(※1)限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌年度に繰越可

(※2)事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限。平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス・農林水産業活性化税制と合わせて20%が上限。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰越可

対象者

- 青色申告書を提出する中小企業者等
 - ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(※)
 - ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主
 - ・農業協同組合等（農業協同組合、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）

(※)資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができない

- ①大規模法人（資本金等の額が1億円超の法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

支援内容

- 対象設備取得価格の30%の特別償却または7%の税額控除の選択適用

<2019年3月末までに新規に取得した下記の要件に該当する設備が対象>

	中小企業投資促進税制	商業・サービス・農林水産業活性化税制
対象設備 (中古資産・貸付資産は対象外)	・機械装置（160万円以上） ・測定工具、検査工具（120万円以上） ・一定のソフトウェア（70万以上） ・普通貨物自動車（3.5t以上） ・内航船舶	認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けた下記設備 ・器具及び備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上）
指定業種	製造業、卸売業、小売業、飲食店業、農業、林業、漁業、水産養殖業等	卸売業、小売業、飲食店業、農業、林業、漁業、水産養殖業等

参考URL：中小企業庁 財務サポート「税制」HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

(6) 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)支援事業

担当省庁：農林水産省 食料産業局 産業連携課

TEL:03-6744-2076

6次産業化の取組や、農業生産関連事業者が取り組む事業再編、事業参入を支援します

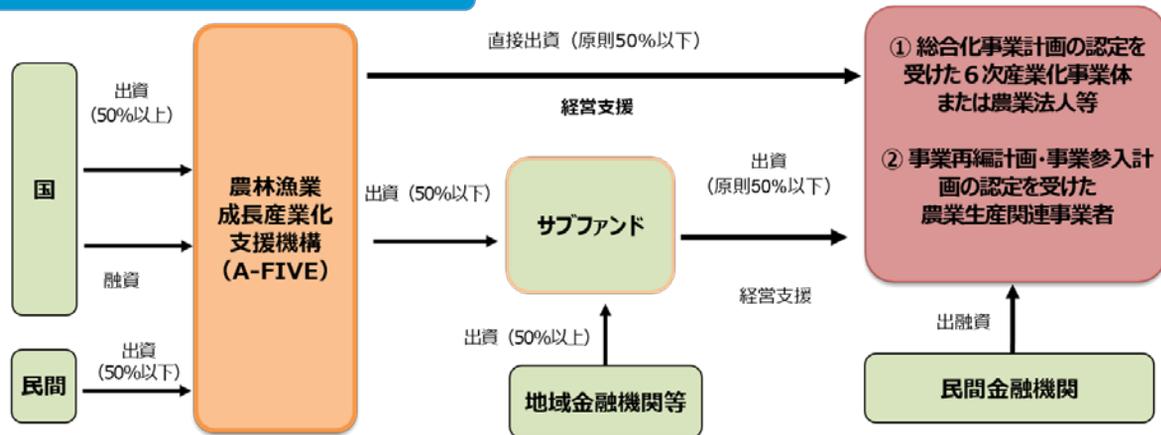
概要

- 農林漁業者が主体となった6次産業化の取組や、農業生産関連事業者が取り組む事業再編、事業参入に対し出資等の支援を行う

対象者

- ① 六次産業化・地産地消法の認定を受けた6次産業化事業体（農林漁業者と2次・3次産業の事業者による合併会社等）や、農林漁業を行う法人（農業法人等）
- ② 農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入計画の認定を受けた農業生産関連事業者

出資スキーム

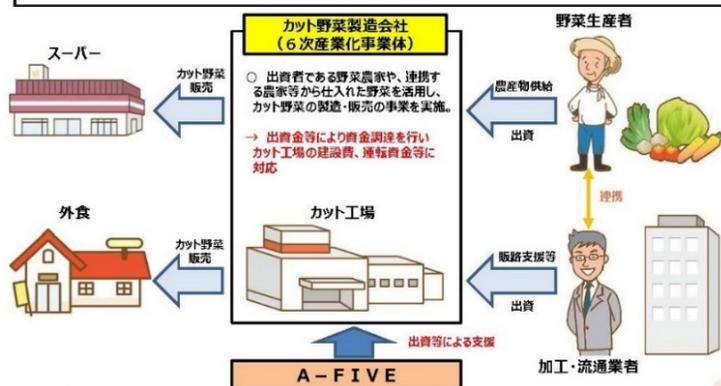


出資事業

- ① 農林水産物などを活かした新商品の開発や販売方式の改善等、6次産業化事業体等が行う新たな事業分野を開拓する事業
- ② 農業生産関連法人が取り組む事業再編、事業参入

<活用例：農業者と加工・流通業者が合併事業体を設立する場合>

- 農業者が野菜の加工・流通業者と連携し、カット野菜製造会社（6次産業化事業体）を設立。
- 出資者である野菜農家及び連携農家から野菜を調達し、スーパー等にカット野菜を販売。



参考URL：農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)HP

<http://www.a-five-j.co.jp/index.html>

(7) プロフェッショナル人材戦略拠点事業

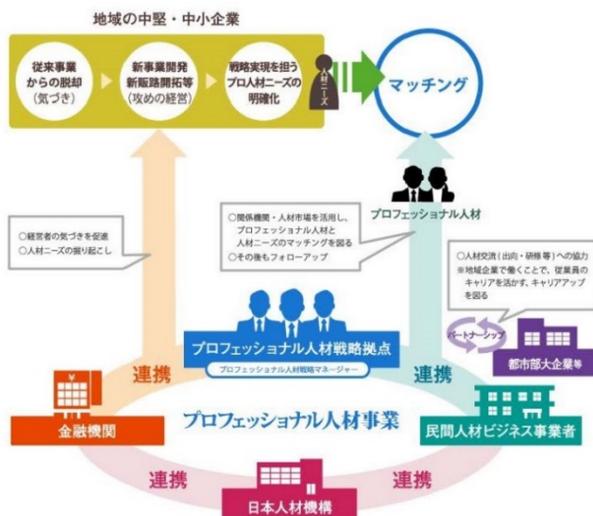
担当省庁：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部

TEL:03-5523-2111

プロフェッショナル人材による「攻めの経営」への転換を支援します

概要

- 事業のニーズに応じたプロフェッショナル人材の派遣等により、新事業や新販路の開拓等、積極的な「攻めの経営」への転換を支援
- 具体的には、日本全国のプロフェッショナル人材拠点のマネージャーの企業訪問等により具体的なニーズを掘り起こし、民間人材ビジネス事業者へ取り繋ぎ、「攻めの経営」への転換に必要な人材のマッチングを実施
- このほか、全国一斉の企画公募や、「攻めの経営」への転換に向けたセミナーの実施、地域金融機関と連携したコンサルティングやフォローアップを実施



対象者

- 地域の中堅・中小企業

活用事例

販路開拓

A社では、新ブランドを作り、これを広めるためにネット通販が大きな鍵であったが、この分野に取り組んでこなかったことからノウハウがなく、外部からの専門的人材の受け入れが急務となった。

人材ビジネス事業所に依頼をして、大都市圏で活躍する通信販売のノウハウを持ったプロ人材を探してもらい、採用。これまでのノウハウを活かして、戦略的な仕事を担い、売り上げは2倍になった。

事業立ち上げ

B法人は、商品販売・販路開拓を担う地域商社を立ち上げることになり、会社設立後、事業推進の中心となり、海外販路開拓のための語学及び商品知識を併せ持った人材が必要になった。

県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を得て、当該業界での経験・海外での経験・語学力・リーダーシップ等を併せ持った人材を採用。地域商社を作るチームのリーダーとして活躍。

II. 市場展開

(1) ふるさと名物応援事業【7頁参照】

(2) JAPANブランド育成支援事業【8頁参照】

(3) 海外展開戦略策定支援 (中小企業・小規模事業者 海外展開戦略支援事業)

担当省庁：経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課

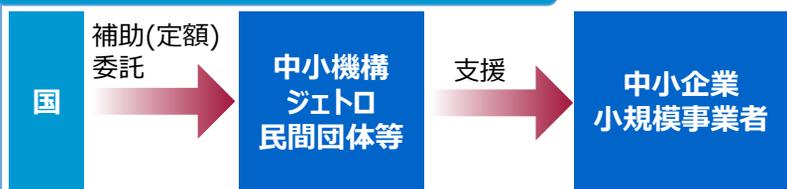
TEL:03-3501-1767

海外展開を目指す中小企業の戦略策定を支援します

概要

- 海外展開戦略策定につなげるため、海外現地における事業の実現可能性調査やWEBサイトの外国語化等を支援

支援スキーム



補助率・上限

- 輸出企業：1/2・50万円
- 直接投資：1/2・140万円
- WEB支援：1/2・100万円

対象メニュー

- 輸出企業
 - ・海外戦略策定支援、市場調査費用補助、海外調査同行及び費用補助、外国語WEBサイト作成費用補助
- 直接投資
 - ・海外戦略策定支援、海外調査同行及び費用補助、市場調査費用補助
- WEB支援
 - ・海外戦略策定支援、外国語WEBサイト作成費用補助

公募期間（平成30年度）

- 平成30年3月26日 ～ 平成30年5月7日（終了）

参考URL：中小機構 海外ビジネス戦略推進支援HP

<http://www.smrj.go.jp/sme/overseas/strategy/index.html>

(4) 食品流通合理化・新流通確立事業

担当省庁：農林水産省 食料産業局 食品流通課

TEL:03-3502-8237

食品流通事業者等による業務の円滑化・合理化の取組を支援します

概要

- 食品流通事業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化等の取組、ICTの活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等のための調査・実証の支援(①)、同取組のために必要となる設備・機器のリース方式での導入支援(②)

対象者

- 食品流通業者 ● 企業組合
- 事業協同組合
- 卸売市場の開設者及びこれらの者を構成員とする協議会

補助率・上限

- ①：定額・1.1億円
- ②：補助対象経費の1/2・8千万円

輸出拠点構築等の支援イメージ



対象経費

- ① ⇒ 検討会等に係る経費
(謝金、旅費、印刷費、通信運搬費、会場借料、消耗品費等)
⇒ 調査・実証に係る経費
(調査員等手当、旅費、謝金、機器等借料、会場等借料、役務費、食材購入費、通信運搬費、海外バイヤー招へい費、講師謝金、通訳料、システム設計費、印刷費、消耗品費、雑費等)
- ② ⇒ 冷凍冷蔵設備、情報処理設備、加工処理設備、販売設備等のリースに要する経費

公募期間 (平成30年度)

- (①及び②)平成30年2月5日 ~ 平成30年2月26日 (終了)
- (②)平成30年4月24日 ~ 平成30年5月11日 (終了)

参考URL：農林水産省 平成30年度公募開始HP

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/180205_12.html

(5) 輸出促進に関する農林水産省の取り組み

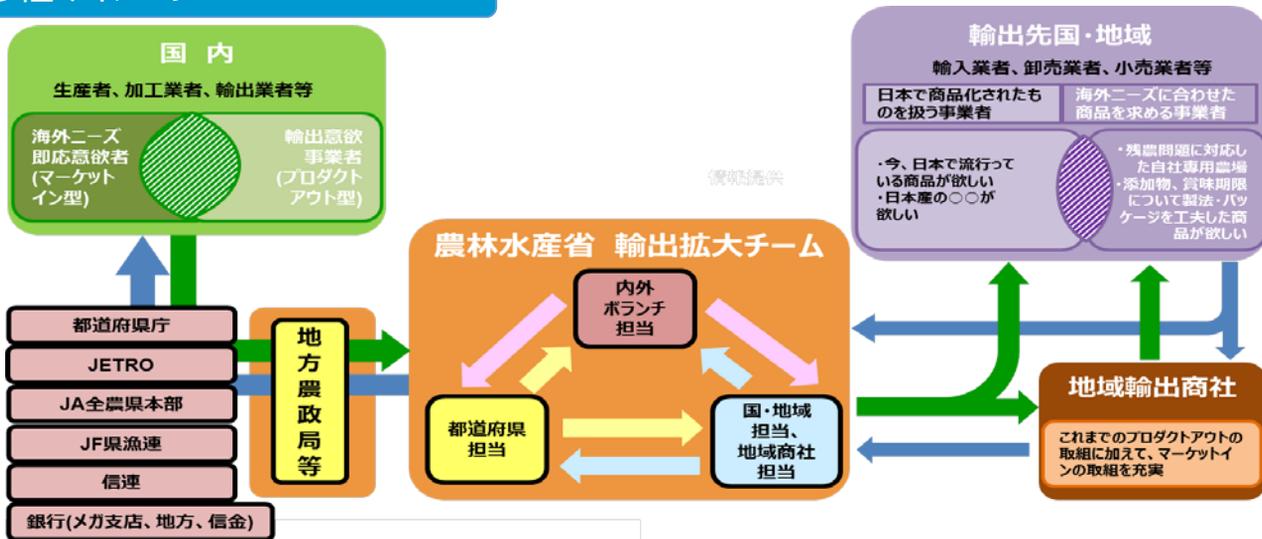
担当省庁：農林水産省 食料産業局 輸出促進課 輸出拡大チーム事務局
TEL:03-6744-7169

地域商社の販路拡大支援・商材紹介を行います

概要

- 地域商社が輸出のきっかけを見出すべく、見本市・展示会に出展するだけでは、商談成立につながらない「試食会」で終わるおそれあり。具体的なサプライチェーンが構築され、商流が形成される取組を強化する必要があり、具体的には、「餅は餅屋」の発想で、産地・生産者と輸出商社や海外輸入業者をつなぐマッチングが重要。
- このため、2017年1月、食料産業局に「輸出拡大チーム」を編成。各自治体、各農政局、国内外JETRO、大使館等と緊密な連携を行って、産地マッチングから、海外現地での売り込み、各種手続きサポート等幅広く対応。
- 地域商社が「農林水産省輸出拡大チーム」に相談することによって、少量の商品しか集まらない場合でも越境ECサイトによる販路拡大、バイヤーとのマッチング等、輸出拡大に繋がるきっかけを掴むことが可能。

取り組みイメージ



越境ECサイト“WASHOKU Treasure”の仕組み



“WASHOKU Treasure” 日本産食材を専門に取り扱う越境ECサイト登録等はこちらまで → <https://www.washokutreasure.com/>

(6) 日本貿易振興機構(JETRO)支援事業

担当省庁：経済産業省 通商政策局 総務課

TEL:03-3501-1654

国内外ネットワークを活用して、輸出・海外展開を支援します

概要

- 国内外のネットワークを最大限利用し、品目別輸出団体等と連携して、関係省庁とともにオール・ジャパンでの農林水産物・食品の輸出拡大を支援

事業

- 輸出セミナー、展示会・商談会
 - ・国内各地での輸出促進セミナーや商談スキル向上のための研修会を開催
 - ・海外バイヤーを招聘し、国内各地で商談会等を実施
 - ・海外の有望な市場において現地バイヤー等との商談会を実施
- ※参加費は無料（ただし、渡航費・輸送費用等は参加者負担）
- 見本市・ジャパンパビリオン
 - ・海外見本市にJETROが設置するジャパンパビリオンへの出展に必要な見本市の会場費や装飾灯等の経費負担を補助

活用事例

A社の事例

課題 国内市場では一定の販路を確保してきたが、国内の価格競争が激しさを増してきたことから、新たな市場を開拓する必要が出てきた。

JETRO活用 海外展開するにあたり、海外出張する際には、JETROのブリーフィングサービスを活用。アジア市場の販路開拓を行うための海外拠点設立を目的にJETROの新興国進出個別支援サービスを活用し、会社全体で輸出に必要な知識やスキル・ノウハウの蓄積や海外展開に対する意欲の底上げを図るためにJETROのセミナーや貿易実務オンライン講座を活用。海外の食品見本市にも参加し、バイヤーとの商談を実施。

メリット 専門家と企業による二人三脚により、中長期的な海外販路開拓の戦略を進められた。また、JETROの運営でオールジャパンとして出店できるJETROブースは集客力が高く、有望なバイヤーと商談できる。

(7) 海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)支援事業

担当省庁：経済産業省 商務サービスグループ クールジャパン政策課

TEL:03-3501-1750

海外需要の獲得につなげるためのリスクマネーを供給します

概要

- 民間投資の「呼び水」としてリスクマネーを事業会社へ供給することで、海外需要獲得の基盤となる①プラットフォーム(拠点)や②サプライチェーン(流通網)を整備し、地域の魅力ある商品・サービスの海外展開を支援

投資事業

- プラットフォーム構築 コールドチェーン整備のための物流事業(ベトナム)

現状課題

ベトナムでは、多くの日系企業が進出しているが、食の分野では温度管理が可能な流通網・流通拠点が不足している。一方ベトナムでは、生活様式の近代化に伴い、冷凍冷蔵商品の売上の増加、スーパー・コンビニの出店数の増加があり、今後コールドチェーン整備の需要向上が見込まれていた。

出資事業

コールドチェーン整備に向け、高性能な冷凍冷蔵倉庫の建設及び運営に関し、7.35億円相当の出資を決定。これにより生鮮食品や加工チルド商品など日系の高品質な低温食品の流通を拡大するとともに、ベトナムの消費者が日本の食の魅力を楽しめる基盤づくりを目指す。

- ・日本の食・農輸出促進インフラ
- ・日本の農産物の輸出拡大

- サプライチェーン構築 日系外食企業向け食材加工 (台湾・中国)

現状課題

日系外食企業にとって海外でも自社のメニューを実現させるためには、信頼できる食品サプライヤーとの協業が不可欠である一方、食文化の違いもあり、日系外食企業が求める食材を安定的に調達するのが困難であった。

出資事業

様々な日系外食企業に対し生鮮食材や熟加工食材を供給し高い評価を得ている企業とともに、食材加工工場を台湾・中国で新增設し、同地域に店舗展開する日系を中心とした外食企業向けに各社の求める食材を供給するため、約3億円の出資を決定。これにより、日系外食企業の同地域への進出を促進し、供給先の増加を目指す。また、ジャパंकオリティの食材供給拠点の整備により、海外での食材の安定調達に課題を抱えている日系外食企業の海外進出と、進出後の多店舗展開を支援する。

- ・日本食の魅力を発信する外食事業
- ・日本の食・小売の多店舗展開

- ・ジャパンフードタウン事業

参考URL：クールジャパン機構 投資中の案件一覧HP

https://www.cj-fund.co.jp/investment/deal_list/